

石狩浜海浜植物保護センターの管理運営について

○外部委託の目的について

保護センターは、海浜植物保護活動の拠点であり、その役割は石狩浜の保全だけでなく、環境教育・環境学習、海浜植物の育成・群落の再生など、すぐれた自然環境を次世代に伝えていくための様々な活動を行っている。

また、全国で同様な海辺の環境保全活動を行っている団体とのネットワークを形成し、石狩の情報発信や情報交換などを行っている。

このような役割を担っている保護センターの機能を更に充実させ、市民が地域の宝として認識し、保全活動への市民参加を促進していくためには、これまで石狩浜の保全活動を主体的に行っている団体が、石狩浜の現状を踏まえた運営をすることが望ましいと考える。

目 的	1 市民主体（石狩浜の保全活動を行っている市民（団体））の創意工夫を生かした魅力ある施設づくりの推進
	2 地域の人材や保護センターの機能を生かした石狩浜の保全の推進
	3 市民一丸となった石狩浜の保全活動の推進

○基本的な考え方について

当面、施設の管理と運営を分け、運営のみを市民団体等に委託する「管理運営に関する基本的な考え方」を取りまとめた（平成 27 年 3 月）。

○考え方の概要

委託方法	市（委託者）と市民団体等（受託者）の業務委託契約 ※契約期間は最長 1 年間で、毎年度締結する。
受託者	市民団体、地域協議会、運営委員会 ※海浜植物の保全活動に積極的な市民を中心に構成された団体
委 託 料	人件費相当額＋事務費相当額 ※水道光熱費、施設維持管理費は市が負担する。
運営体制	受託者が直接職員を雇用し、センターの運営を行う。 ※現場責任者 1 名を置くほか、雇用する人数は 3 名を下限とする。
開館期間・時間	4 月 29 日～11 月 3 日、9 時～17 時 ※火曜日（祝日の場合は翌平日）は除く
業務内容	以下の業務を、市と連携しながら行う。 1.来館者への案内・保護意識の醸成 2.自然ふれあい学習等の体験学習の支援 3.ボランティアの育成、市民・他団体との交流促進 4.資料収集、普及啓発 等
交付金（仮）	○受託者は、石狩浜の保全を将来に渡って保全するために、保護センターが担う役割を把握し、事業計画を立案する。 ○市は、その事業計画を運営委員会に諮るとともに、活動財源として毎年度「交付金」を交付する。

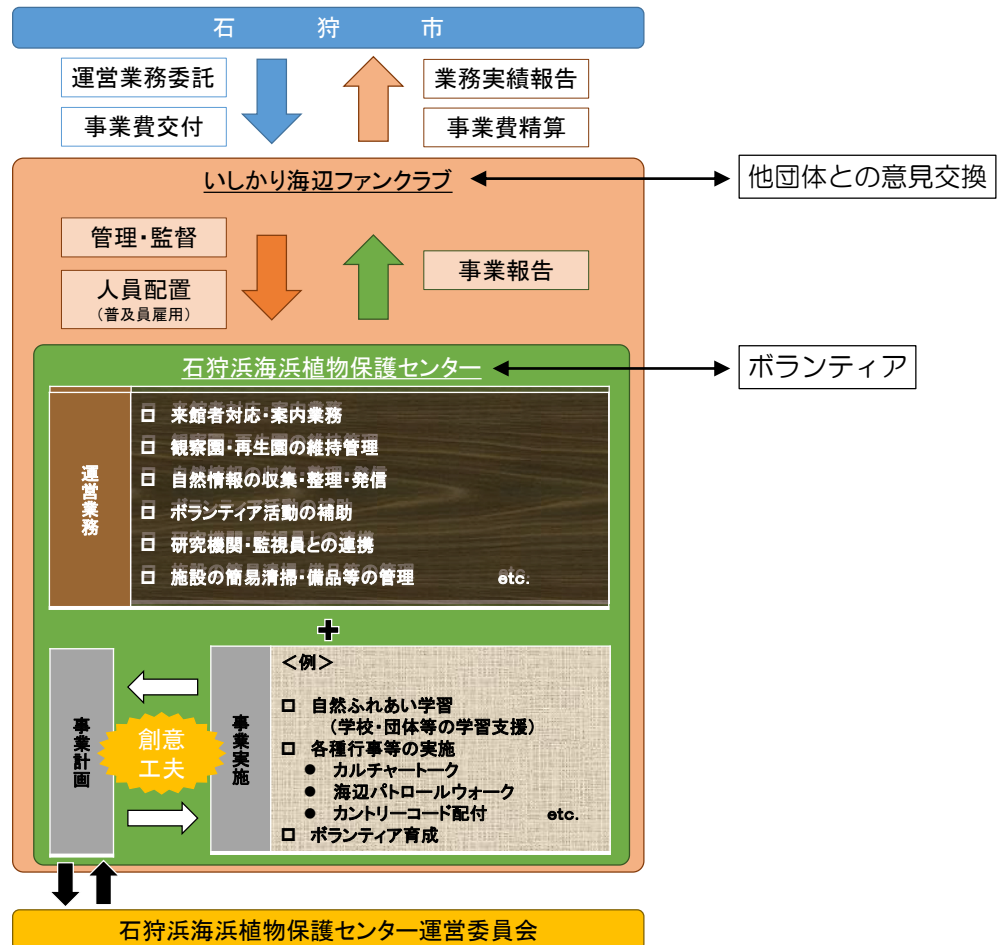
○今後の予定

H27～28・・・制度の詳細を検討、受託者による事業計画策定、予算措置

H29・・・・・・運営委託

○受託者の運営イメージ

「石狩浜海浜植物保護センターの運営イメージ図」参照



図：石狩浜海浜植物保護センター運営イメージ図

○委託の詳細

別紙「委託業務仕様書のたたき台」参照

○その他

市としては、受託者の自主的な運営を図りつつ、円滑な運営を行うため、職員の雇用事務、緊急時の対応等、必要な情報提供・相談体制の支援を行うこととする。

別紙

◆委託業務仕様書のたたき台

1. 趣旨
2. 委託の期間
3. 委託の基本事項
保護センターを運営するにあたっての基本事項（方針）を記載
4. 施設の名称
5. 開館期間等
市が特に必要があると認めた場合、変更することができる規定を記載
6. 休館日
市が特に必要があると認めた場合、臨時に休館日を設定できる規定を記載
7. 業務内容
具体的な業務内容を記載
8. 経費等
予算の執行・精算・報告等について記載
9. 賠償責任
市及び第三者に損害を与えた場合の賠償規定を記載
10. 物品等の帰属
11. 施設及び備品等の管理
12. 業務実施にあたっての注意事項
業務を円滑に実施するための注意事項を記載
13. 業務の継続が困難となった場合の措置
受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合の解除規定を記載
14. 委託期間終了後の事務引継ぎ
期間満了時における次期受託者への引継ぎ規定を記載
15. 原状回復
期間満了や契約解除された場合、施設及び設備を原状に復す旨を記載
16. その他
仕様書に記載のない事項について、協議の上実施する旨の規定を記載